

会員の入社及び会費に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下「当法人」という。）定款第2章（社員）の規定に基づき、会員の入社手続き、会費の取扱い、及び退社に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 入社手続き

第2条（入社の申込み及び承認）

当法人に入社しようとする者は、当法人又は当法人が加盟する公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「日本協会」という。）の会員でなければならない。

- 2 申し込みをした場合、代表理事が承認したときに社員となる。
- 3 代表理事が2名置かれている場合、その運用については代表理事間の合意により定める。

第3章 会費及び分配金

第3条（会費の納入義務）

会員は、日本協会が定める規程に従い、日本協会に対して会費を納入しなければならない。

- 2 日本協会に対して行われた会費の納入は、当法人に対する会費の納入義務の履行とみなす。

第4条（分配金の受領）

当法人は、日本協会に納入された会費のうち、日本協会の規定に基づき当法人に分配される金額（以下「交付金」という。）を、当法人の運営費として受領する。

第5条（会費の不返還）

日本協会を通じて当法人に配分された交付金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第4章 退社及び資格喪失

第6条（退社及び資格喪失）

会員は、別に定めるところにより届出をすることにより、いつでも退社することができる。

- 2 会員が日本協会における会員資格を喪失したときは、原則として当法人の会員資格も喪失するものとする。

第5章 雑則

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

<附 則>

- 1 この規程は、令和8年2月10日に制定し、同日から施行する。